

新型コロナワクチン接種実施医療機関 様

堺市保健所長  
(公印省略)

新型コロナワクチン接種に伴う副反応等に係る対応について

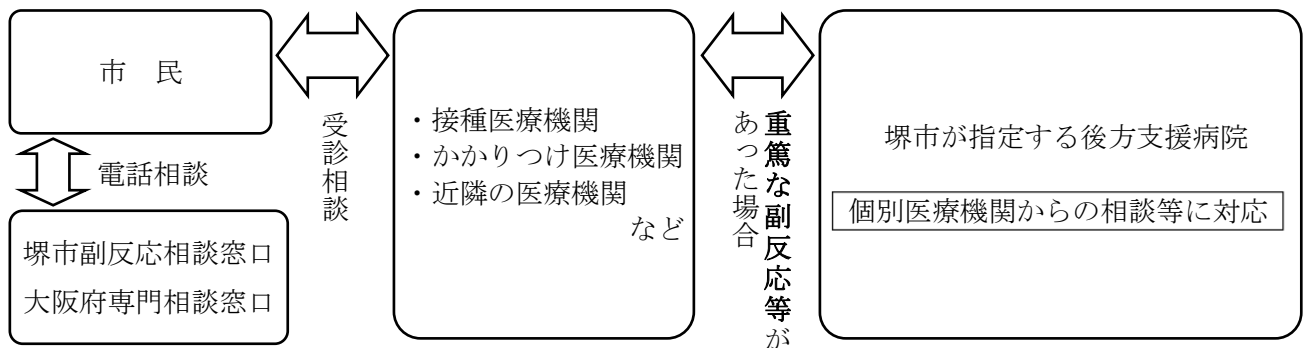
平素は、本市保健衛生行政の各般にわたり、格別のご高配を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナワクチン接種に伴い副反応を疑う症状が生じた方への対応等については、これまでもお知らせさせていただいておりますが、現在、令和 5 年秋開始接種が本格化している中、改めて下記のとおりお知らせいたします。

記

1 接種後の副反応等の対応の流れについて

- (1) 新型コロナワクチン接種後の副反応の症状が続く場合や軽減しない場合、まずは接種した医療機関、かかりつけ医や地域の医療機関に受診相談するよう、市民の方に案内しております。各医療機関におかれましては、引き続き、こうした相談があった場合の受け入れをお願いします。
- (2) 重篤な副反応等があった場合への対応として、本市から後方支援病院に対し、市内医療機関からの救急時の受け入れをお願いしています。なお、市民の方が後方支援病院に直接連絡を入れることのないよう、取り扱いにご注意願います。



- (3) その他、新型コロナワクチン接種に伴いアナフィラキシー等副反応を疑う症状が生じた方への対応等について、令和 5 年 3 月 17 日付け堺感対第 8507 号（別添 1）をご参照ください。

## 2 健康被害救済制度について

- (1) 予防接種の副反応による健康被害は、極めてまれですが、不可避免的に生じるものであり、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された方を迅速に救済する目的で、予防接種法に基づく健康被害救済制度が設けられています。
- (2) 健康被害救済制度では、新型コロナワクチンの接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり障害が残ったりした場合において、その健康被害が接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、医療費・障害年金等の給付が受けられます。
- (3) 堺市民の方については、本市が救済制度申請の窓口となりますので、救済制度に関する相談等を受けた場合は、以下の相談窓口をご案内いただきますようお願いいたします。  
【堺市新型コロナワクチン副反応相談窓口】  
TEL：072-228-7043  
FAX：072-275-5387（聴覚や発語の障害がある方）  
受付時間：9：00～17：30（土・日・祝も受付、年末年始は除く）
- (4) 健康被害救済制度の申請にあたっては、受診した医療機関による受診証明書や診療録等を国に提出する必要があります。市民の方からこれらの資料等の交付を求められた場合は、ご対応いただきますようお願いいたします。

## 3 接種後の注意点等に関する啓発チラシの配布について（依頼）

- (1) 新型コロナワクチン接種後の注意点等について、市民への一層の周知を図るため、11月以降のワクチン配送時に、各医療機関に市民への啓発チラシ（別添 2）を配布させていただきます。恐れ入りますが、接種後に当該チラシを被接種者にお渡しいただきますようお願いいたします。

お問い合わせ先

堺市健康福祉局保健所感染症対策課

新型コロナウイルスワクチン接種推進担当

TEL：072-275-5306 FAX：072-275-5387